



2017年3月1日

## 事務所ニュース Vol.220

### 労働契約の終了に関するルール

年間を通して3月から4月は、入社する方、退社する方が多い時期です。とりわけ労働契約の終了については、会社が強い立場であることから法律により制限があります。そこで今回は退職に関するルールについてお伝え致します。

#### ○従業員都合の退職（自己都合退職）

従業員の意思により退職することをいいます。従業員から退職願や退職届の提出があり会社が承認した場合に労働契約が終了します。見方を変えれば、従業員から会社への合意退職の申出といえます。

労働契約の終了は口頭でも成立しますが、退職に関してはトラブルの原因となることが多く、従業員の意思表示を明確にするためにも、書面（退職届）で提出させ保管しておくことをお勧めします。

#### ○解雇

会社が一方的に退職させることをいいます。従業員の意思は関係なく合意を必要としません。一方的である以上、解雇が客観的・合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合には、解雇権を濫用したものと判断され、解雇が無効となります（労働契約法第16条）。また、労働基準法等において解雇してはならない期間、理由が定められています。（下表参照）

一旦労使トラブルになると、解決に時間を取られ、金銭解決が必要になるなど会社に不利益を被ることが大半である為、安易な解雇は避けるべきです。感情的に発言した内容も解雇通知と捉えられてしまうこともあるので、不用意な発言は避け、部長などの役職者にも指導することがトラブルの防止に繋がります。

解雇の禁止または制限（主なもの）	
(1)	従業員の国籍、信条、社会的身分を理由とする解雇（労働基準法第3条）
(2)	業務上災害のため療養中の期間とその後の30日間の解雇（労働基準法第19条）
(3)	産前産後の休業期間とその後の30日間の解雇（労働基準法第19条）
(4)	解雇予告または予告手当の支払いを欠く解雇（労働基準法第20条）
(5)	労働基準監督署に申告したことを理由とする解雇（労働基準法第104条第2項）
(6)	従業員の性別を理由とする解雇（男女雇用機会均等法第6条）
(7)	女性従業員が結婚・妊娠・出産・産前産後の休業をしたことなどを理由とする解雇 (男女雇用機会均等法第9条)
(8)	育児・介護休業を申し出たこと、又はしたことによる解雇（育児介護休業法第10条・16条）
(9)	就業規則に規定されていない理由による解雇、労働協約に反する解雇

## ○契約期間満了

有期契約の期間が満了したことにより、退職することをいいます。注意する点として、原則として契約期間の満了で自動的に退職になりますが、3回以上契約が更新されている場合や、1年を超えて継続して勤務している従業員については、更新をしない場合は30日前までに予告することが必要です。また、契約が自動的に更新されており、実質的に定めのない契約と変わらない状態である場合や、契約の更新が期待できることが合理的とされる場合に、契約を更新しない（雇止め）とすることは、解雇と同様の要件（客観的・合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合、雇止めは無効となる）が必要ですので、有期契約の自動更新は出来るだけ避け、契約を更新しない場合は、最終の契約を結ぶ際に更新しない旨を正確に伝えることが不要なトラブルを避ける為に重要です。

## ○退職勧奨

退職勧奨は会社から従業員に退職を勧め、従業員が合意した退職をいいます。解雇と混同しやすいものですが、一方的に労働契約を解除するものではなく、最終決定は従業員の意思に委ねられる点が異なります。

退職勧奨を行う場合は、長期にわたって執拗に行うことや、従業員の職場環境の悪化させること、従業員に退職勧奨に応じる他の選択がないと誤認させることなど、退職強要にならないように注意する必要があります。従業員が退職勧奨に応じた場合は、合意を明確にするためにも書面（退職合意書など）を残しておくことをお勧めします。

## ○当事務所からのお知らせ

- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険の3月からの健康保険料率及び介護保険料率が変更されます。

大阪支部・兵庫支部の保険料率は以下のとおりです。介護保険料率は全国一律1.65%になります。

<大阪支部>健康保険料率	<b>10.13%</b>	介護保険込み健康保険料率	<b>11.78%</b>
<兵庫支部>健康保険料率	<b>10.06%</b>	介護保険込み健康保険料率	<b>11.71%</b>

なお、健康保険組合に加入されている方の健康保険料率および介護保険料率は、加入されている健康保険組合によって異なりますので、別途ご確認くださいようお願いいたします。

保険料一覧表をご希望の事業所様は別途作成いたしますので、ご連絡ください。

- ・ 建設業事業主様へ

本年4月1日より建設業における社会保険加入義務が徹底され、適正な加入手続きがされていない会社は仕事が出来なくなってしまう可能性があります。保険制度に関する疑問や手続き等でお困りの場合は、当事務所までご遠慮なくご相談ください。お知り合いの会社や個人事業主のご相談にも応じます。

---

## 後記

寒さも和らぎ、ようやく布団の呪縛から解き放たれつつあります。ただ寒さの次は花粉との戦いが始まります…そろそろ臨戦態勢に入らないといけません。春の花粉に梅雨の雨、夏の暑さに冬の寒さと年間を通して気候と戦うものがありますが、よく考えたら秋は戦うものがありませんでした。唐突ですが個人的には秋が一番好きということになりました。半年以上先ですが、秋の気候が待ち遠しいです。(T)

